

# 日本矯正歯科専門医機関規則

## 第1章 総則

第1条（名称）当該機関は、日本矯正歯科専門医機関（以下、本機関と略記）と称する。

第2条（目的）本機関は、プロフェッショナルオートノミー（専門家による自律性）の精神に基づき、良質かつ適切な矯正歯科医療を提供するために、社会に信頼される矯正歯科治療の基盤となる矯正歯科専門医制度を確立し、国民の健康福祉の向上に寄与することを目的とする。

第3条（事業）前条の目的を達成するために、本機関は次の事業を行う。

- (1) 矯正歯科専門医の育成に関する事業
- (2) 矯正歯科専門医の認定審査に関する事業
- (3) 矯正歯科専門医の申請者ならびに資格認定者の資質の学術的評価ならびに倫理的評価に関する事業
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

第4条（委員会）本機関は、事業の円滑な遂行を図るために委員会を設け、業務を分担することができる。

## 第2章 構成員

第5条（構成員）本機関は、矯正歯科専門医をもって構成員とする。

（暫定附則）

- 1 本機関発足時は、本規則第8条の暫定附則に定める暫定運営委員会委員、第9条の暫定附則に定める暫定運営委員会委員長ならびに第11条の暫定附則に定める暫定監事を構成員とする。

## 第3章 総会

第6条（総会）本機関の総会は、次の事項を決議する

- (1) 各事業年度の決算の承認
  - (2) 運営委員会委員及び監事の選任又は解任
  - (3) 構成員の除名
  - (4) 規則の変更
  - (5) 解散及び残余財産の処分
  - (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの規則で定められた事項
- 2 総会は、構成員の2分の1以上の出席で成立する。
  - 3 総会の議決は、出席した構成員の過半数をもって行う。
  - 4 総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使する、もしくは他の構成員を代理人として議決権を行使することができる。

## 第4章 運営委員会

第7条（運営委員会）本機関に運営委員会をおき、認定審査および運営に関する全ての事項を統括する。

第8条（運営委員会委員）本機関の運営委員会委員は、本機関の構成員から自薦・他薦で応募した者の中から総会において選出する。

2 任期は2年とし、再任を妨げない。

（暫定附則）

- 1 本機関発足時には、公益社団法人日本矯正歯科学会・特定非営利活動法人日本成人矯正歯科学会・一般社団法人日本矯正歯科協会の3団体から各々推薦を受けた者を暫定運営委員会委員候補とする。
- 2 暫定運営委員会委員の候補者は、経歴を5団体矯正歯科懇談会（上記3団体に加え、公益社団法人日本臨床矯正歯科医会、日本歯科矯正器材協議会を加えた5団体による懇談会をいう）に公表し、特段の異議を唱えられなかった者同士で学術的評価並びに倫理的評価の相互審査を行い、5団体矯正歯科懇談会の承認を受けた後に暫定運営委員会委員となる。
- 3 暫定運営委員会委員の比率は、日本矯正歯科学会、日本成人矯正歯科学会、日本矯正歯科協会から各々2:1:1とする。
- 4 暫定運営委員会委員の任期は4年とする。
- 5 暫定運営委員会委員が任期終了後に第5条ならびに第8条の定めにより構成員及び運営委員会委員に選任されることは妨げない。

第9条（運営委員会委員長）本機関に、運営委員会委員長1名をおき、総会で選出する。任期は2年とし、再任を妨げない。運営委員会委員長は、本機関を代表し、総会の議長となる。

（暫定附則）

- 1 本機関発足時には、5団体矯正歯科懇談会の決定に従い、清水典佳日本大学特任教授を暫定運営委員会委員長とする。
- 2 暫定運営委員会委員長の任期は4年とする。

第10条（運営委員会副委員長）運営委員会委員長は、運営委員会副委員長1名を構成員の中から指名する。運営委員会副委員長は、運営委員会委員長を補佐し、運営委員会委員長が職務を遂行できないときにはその職務を代行する。

2 運営委員会副委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。

（暫定附則）

- 1 本機関発足時には、暫定運営委員会委員長が暫定運営委員会委員の中から暫定運営委員会副委員長を指名する。
- 2 暫定運営委員会副委員長の任期は4年とする。

第11条（監事）本機関に、監事2名をおき、資産の状況ならびに業務遂行状況を監査する。監事は構

会員の中から2名を総会で選出する。

- 2 監事は議決権を有しないが、運営委員会に出席して発言することができる。
- 3 監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(暫定附則)

- 1 本機関発足時には、日本矯正歯科学会・日本成人矯正歯科学会・日本矯正歯科協会の3団体から各々1名ずつ推薦された3名を暫定監事候補とし、5団体矯正歯科懇談会の承認を受ける。
- 2 暫定監事は構成員資格について不問とするが、暫定監事の任期は4年とする。

## 第5章 会計

第12条(財産管理) 本機関の財産は、運営委員会委員長が管理する。会計処理に関する規定は別に定める。

第13条(収支予算および決算) 本機関の収支予算は、運営委員会の決議により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なくてはならない。

第14条(事業年度) 本機関の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

## 第6章 事務局

第15条(事務局) 本機関の事務局を一般財団法人口腔保健協会におく。

## 第7章 規則の変更と解散

第16条(規則の変更) この規則は、本機関の総会の議決を経なければ変更、または廃止することができない。

第17条(解散) 本機関は、総会において4分の3以上の賛同を得なければ、解散することはできない。解散後の財産は総会において決議する。

## 第8章 補則

第18条(細則) この規則を施行するために細則を定めることができる。

附則

- 1 本規則は、令和元年8月15日より施行する。
- 2 暫定附則は、本機関発足より4年間のみ有効とし、4年経過後には暫定附則を削除した規則を運用する。